

保育施設利用に関する確認事項

全 般	1	保育施設の利用には、保育の必要性の「認定」が必要です。認定の有効期限が切れる場合には、保育の必要性がないものとみなし、保育施設は退所となります。また、入所申請中の場合は選考の対象外となります。
	2	保育の必要事由・就労等の状況・家庭の状況・児童の状況等に変更が生じた場合には、保育施設を利用中・申請中いずれの場合であっても、速やかにみらいこども課まで連絡し、必要な手続きを行ってください。
申 請 に つ い て	3	事前に「保育施設の利用案内」の内容を確認し、申込みをしてください。
	4	就労状況や家庭の状況、児童の状況等に虚偽の申告や故意の申告漏れがあった場合には、入所取消となります。
	5	申請に必要な書類は、再提出・追加提出分を含め期限内に提出してください。期限後に提出された場合は、次の選考から反映となります。保育認定に必要な書類の提出がない場合は、選考の対象外となります。
	6	保育方針、保育時間、諸経費等は施設によって異なります。事前に見学していただくか、ホームページ等でご確認のうえ、利用可能な保育施設のみ選択してください。
	7	自己都合により入所を辞退した場合には、調整点数の減算(▲10)対象となり、年度内は辞退した施設を再び希望することができません。また、選考において同一点数で並んだ場合には優先度が低くなります。
	8	保護者の就労状況や申請児童の状況について、就労先や関係機関に調査・確認を行う場合があります。
	9	申込みを取り下げない限り、年度末まで継続して選考します。入所の意思がなくなった場合には、速やかに「保育施設の利用申込取下申請」を行ってください。
入 所 決 定 後 に つ い て	10	入所施設と面談の結果、お子さんを安全に保育することができないと判断した場合は、受入体制が整うまで入所をお待ちいただいたり、入所保留となることがあります。
	11	各施設が定めるきまりを守ってご利用ください。※施設は集団生活の場となります、児童だけでなくその保護者にもご協力をいただきます。
	12	施設利用開始当初(転所を含む)は、ならし保育を行うため通常よりも短い時間でのご利用となります。ならし保育の時間や期間は、利用する施設および児童の状況により異なります。※入所日前のならし保育はできません。
	13	保育施設利用中の場合は年に1度、現況確認のために就労証明書等の提出が必要となります。未提出の場合や保育の必要性の要件を満たしていない場合は、保育施設の継続利用ができなくなります。
	14	公平かつ適正な保育施設の運営を行うため、ご利用中の保育施設から登園状況などの情報を収集、また、保育施設に保護者の就労状況などの情報を提供する場合があります。
	15	児童の入院等やむを得ない場合を除き、保育施設を1か月に1度も利用しなかった場合は退所となります。
保 育 料 に つ い て	16	利用者負担額(保育料)、副食費(おかず・おやつ代)の算定に必要な情報について、住民基本台帳や課税台帳、その他の公簿等を確認することがあります。※マイナンバーを用いた情報連携を含む。
	17	未申告等により、利用者負担額(保育料)、副食費(おかず・おやつ代)の算定に必要な情報が確認できない場合は、最高階層(第8階層)で仮決定します。※変更申請等があった場合は、申請日の翌月から反映となります。
	18	利用者負担額(保育料)は期限までに必ず納付してください。滞納した場合には、財産(給与・預貯金・生命保険等)の差押えなどの処分の対象となります。
	19	児童の入院等で長期欠席した場合であっても、在籍扱いとなるため保育料がかかります。

申 出 徴 収 (裏面参照)	◆利用者負担額(保育料)に未納がある場合は、申出により児童手当を支払いに充てることができます。
	利用者負担額(保育料)の支払いに未納が生じた場合には、児童手当法第21条第1項及び第2項の規定に基づき、市長から支給を受ける児童手当から、未納分の利用者負担額(保育料)に充ててことを申出しますか。(保育料の未納が発生しない限り、児童手当から充当することはありません。) ☐ 申出します ☐ 申出しません

上記の内容を全て確認し、了承しました。

年 月 日

認 定 保 護 者 氏 名

配 偶 者 氏 名

児 童 氏 名

児童手当からの利用者負担額(保育料)の徴収について

保育料の滞納は、保育施設の運営に支障をきたすとともに、保育料を期限内にお支払いいただいている多くの保護者の方々との不公平感にもつながります。
保育施設の安定運営及び公平性を確保するため、つくばみらい市から支払う児童手当の各支払い期(偶数月)に、保育料の滞納分について児童手当から徴収する場合があります。
徴収方法としては、児童手当法第21条に基づく保護者からの申出による「申出徴収」と、同法第22条に基づく保護者からの申出を必要としない「特別徴収」があります

1 申出徴収

児童手当法第21条に基づき、保護者の申出により、児童手当を保育料に充てるものです。
申出の取消し、または、申出内容の変更をされる場合は、改めて申出いただく必要があります。

2 特別徴収

児童手当法第22条に基づき、保護者からの申出を必要とせず、児童手当を保育料に充てるものです。

◆対象者:保育料の未納があり、かつ、督促・催告等を行っても納付がない方

【徴収の方法】

保育料の未納者の方に、督促・催告等を行っても納付がない場合は、児童手当支払い日の前に、“児童手当から未納分保育料を徴収する旨の通知”をいたします。

児童手当については、保育料充当後の差額分が支給されます。

※児童手当徴収後に、支払いが確認された場合は、重複納付額を還付いたします。

※申出いただいても、保育料の滞納が無い場合には、児童手当の支払いに影響はありませんので、ご安心ください。

保育料は、保育施設を運営していくための大切な費用の一部です。保育料の趣旨をご理解いただき、申出にご協力ください。